

沿岸広域振興局長告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年2月24日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
陸前高田市竹駒町字相川49番3	91.80	5.00	平成24年2月9日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。